

ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力 ：領邦都市マインツの場合(下)(完)

神寶, 秀夫
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門 : 教授 : 西洋史学

<https://doi.org/10.15017/1152>

出版情報 : 史淵. 140, pp.195-236, 2003-03-30. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン :
権利関係 :

ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力

——領邦都市マインツの場合——(下) (完)

神 寶 秀 夫

はじめに

第一節 考察のための諸前提

- 一 中間的諸権力の概念
- 二 ドイツ近世都市の歴史的位置づけに関する研究史

第二節 マインツ市の統治構造

- 一 帝国自由都市段階のマインツの統治構造(以上、第一三七輯)
- 二 領邦都市段階のマインツの統治構造

- 1 市民の誠実宣誓
- 2 一四六九年の「特権状」と大司教の都市統治機構(2「b」まで、第一三八輯…2「c」以下、第一三九輯)

第三節 領邦都市マインツの中間的諸権力(以下、本号)

- 一 都市参事会
 - 1 選定侯政府による統制
 - 2 「中間権力」的な性格
- 二 同職組合…「兄弟団」ないしツンフト
 - 1 選定侯政府による統制
 - 2 「中間権力」的な性格

総括

ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力

第三節 領邦都市マインツの中間的諸権力

一 都市参事会

1 選定侯政府による統制

〔i〕 三十年戦争以前

帝国自由都市段階の都市統治体制が大きく変わったことの一つに、市民がツンフトを選出母体且つ被選出母体として「自由に」都市参事会員を選出できていたことが否定されるという措置があった。つまり今後、毎年二三名のマインツ市民が大司教により都市参事会員に任命されるようになり、都市参事会が大司教の一統治機関としての性格を強く持たされることになったのである。なる程、市民の中から都市参事会員が任命されることは、マインツ市民の利害が参事会統治に反映され得ることを保証することの一つの要因にはなる。しかし、統治構造上より重大なことは、任命権が大司教に帰属するようになったことである。事実、少なくとも直接税(Schatzung)徴収担当の都市参事会員(複数)とPupilar職に就いている都市参事会員(四名)とは、毎年大司教政府から給与を得ている。例えば、遅くとも一六六〇年の都市参事会条令によるとこれらの参事会員全員で四〇〇グルデンを、また、一七三三年の会計簿によるとマインツ市の直接税(Schatzung)徴収総額が約六〇〇〇グルデンにのぼっているが、そのうち四〇〇〇グルデンが宮廷財務府に納められ、残余のマインツ市支出分(約二三七〇グルデン)の中で前者の都市参事会員には二七五グルデンが、後者の都市参事会員には二〇〇グルデンが支給されていた⁸⁴のであって、彼らは俸給役人としての性格を持つに至っていたと言えよう。都市参事会の名称がRatからRatsgebに

変更されたことも、こうした性格変化を示すものである。

つまり君主権は、旧来の自律的権力を自らの官僚をとおして統制するだけではなく、このように自律的権力を自らの官僚ないし官庁に変質せしめ、その権力を空洞化していったのである。Räteという述語が使用されているにせよ、都市参事会の意味内容は市民の自治機関から君主官庁化された「中間権力」へと変質している。したがって、例えば都市参事会制定の『平和法典』はもはや自治立法ではなく、大司教官庁制定の法令へと変質していったのである。こうした措置は、これまでの研究史においてはほとんど看過されてきたこともあり、そのもつ意義の認識は一層重視すべきである。また、それは「上からの寡頭政化」を促す措置でもあった。

さらに、大司教ディーター・フォン・イーゼンブルク（在位、一四七五—八二年）が総督（Antmann）エツプシュタイン伯フィリップ（在位、一四七八—八〇年）に与えた服務規定が示しているように、総督あるいはその代理である一名ないし二名の貴族が都市参事会に臨席し、参事会員と共に都市政務を司るようになっていた。参事会定員が以前の二九名から一二名に減少されたこととも合わせて、大司教の支配意思が格段に強化されて参事会を通して実現されることになったのであった。

だが、軍事的征服後のこうした強圧的な措置はその後、都市参事会員の俸給役人的性格を大枠として維持しつつも、その枠内で注目すべき修正・改変が加えられていった。⁽⁸⁵⁾まず、大司教ベルトルト・フォン・ヘンネベルクの治世中（一四八四—一五〇四年）に、従来全員が一年任期であった一二名の都市参事会員のうち、六名（„sechs Junge“）が二年任期で毎年半数ずつが大司教により任命されることになる一方で、残りの六名（„sechs Alte“）が終身任期となった。この„sechs Alte“の終身任期制が重要である。これにより「上からの寡頭政化」がさらに強化されたのであるが、同時に彼らは長期にわたる統治の経験に基づき、独自の統治慣習、手続き、判断、精神を形作っていく契機を与えられた訳であり、これらが確立するにつれて、彼らは、選定侯といえども容易には

その判断決定に介入できない「中間権力」としての実態を再び徐々に獲得していったのである。

次いで、一五一三、一五一七年の二年任期の参事会員の退職の事例、一五七九年の終身任期の参事会員の引退の事例、及び同年の二年任期の参事会員の退職の事例から分かるように、終身任期の参事会員には退職した二年任期の旧参事会員が就くことが慣習として認められるようになっていた。例えば一五七九年の場合、①八月一日に „sechs Junge“ の Gerhard Ebersheim と Heinrich Paulus が退職すると、都市参事会は四名の市民を選定侯に推薦し、その中から選定侯は Georg Ganß と Hans Schönwetter を任命し、②同日 „sechs Alte“ の Hans Göblin が体力の衰えを理由に引退すると、都市参事会は直ちに彼の代わりに Ebersheim を新 „sechs Alte“ として選定侯に提案し、八月一三日にこの提案が確認された。⁽⁸⁶⁾ここに寡頭政の維持が確認できるのであるが、より注目すべきは、都市参事会の選定侯に対する推薦権が確立していることである。 „sechs Junge“ の退職の場合には、当該参事会は——一五一七年の場合には総督と共に——退職者の二倍の数の候補者を推薦し、その中から選定侯が新参事会員を任命するのであるが、さらに „sechs Alte“ の引退の場合には、当該参事会は一人の退職参事会員（＝旧 „sechs Junge“）だけを候補者として推薦しており、後者の場合の方が参事会の推薦権が強かったと考えられる。いずれにせよ、推薦権の確立により都市参事会、とりわけ „sechs Alte“ は、中間権力としての性格をさらに強化することになったと言えるのである。この内部推薦制と終身任期制が、任免制と限定された任期を特徴とする、上記の本来の大司教官僚から都市参事会員を区別する特質である。

こうした都市参事会は、マインツ大司教領及びマインツ市の利益を守り、あらゆる人々に権利を得させ、平和を司り『平和法典』の内容を執行する際に協力する、といった義務を誓約しなければならなかった。具体的な職務は、以下の通りである。まず、総督が司宰する会議・集会においては、両参事会の間には区別はなく、公益の増進・福祉・市民加入につき審議し、且つ、『平和法典』に則って中・下級の刑事事件を裁判した。また、生死に関

わる判決を下すゲヴァルトボート司宰の裁判においては、“sechs Alte”だけが助言をなし、それに従って当該役人が刑罰を下し、処刑したのである。⁽⁸⁷⁾ 帝国自由都市の段階に比べると、参事会が選定侯役人の司宰という統制の下に置かれ、具体的な権限が制約されていることは明らかである。しかし、刑事事件のみならず、公益・福祉・市民加入という極めて重要な、また解釈次第で介入の幅が広がる可能性のある諸問題に関しても、最高位にある選定侯役人との共同統治権が参事会に選定侯から認められている点は、看過し得ない事実である。

但し、前述の選定侯による最終的任命、総督との共同統治、俸給役人的性格などによる拘束は明白である。結局、都市参事会は市民の自治機関から君主官庁の性格を強く帯びた制約された「中間権力」へと変質しているのである。

このことを人的な側面で示しているのが、選定侯の下級都市役人（直接税徴収役、建築役）が就任後に——あるいは就任前に（少数）——都市参事会員に任命されていることである。⁽⁸⁸⁾ 「表一」が示すように、直接税徴収役は一五八〇年代以降、建築役は一五四〇年代以降、その多くが就任後数年以内に都市参事会員職を兼任している。ここに選定侯の下級役人職をキャリアとして都市参事会員職に上昇する一群の名望家層の存在を見て取ることができる。両職の選定侯役人職という同質性を認識することができるのである。

〔ii〕 三十年戦争後

三十年戦争による災禍はその戦場となったドイツ全般に見られたが、マインツ市においてもその被害は甚大であった。戦争最末期の一六四七年一月五日にマインツ選定侯ヨハン・フィリップ・フォン・シェーンボルン（在位、一六四七—七三年）はマインツ市民から臣従誓約（Huldigung）を受けたが、その時の宮廷都市マインツは悲惨な光景を呈していた。当市はその立地上各国の軍隊の目標とされ、スウェーデン軍、フランス軍、スペイン軍、

[表---1：直接税徴収役]

Nr.	氏名	在任期間	年数	出 自	備 考
1	Johann Kraftt	1541以前—1551以後	10	ライントツ市民	役師；都市参事会十二名衆, „sechs Alte“
2	Johann Hell	1585.9.2以前—?	?	ライントツ市民	大司教Wolfgang (在位1、582—1601年) から年貢子12ツリソング納入と引き替えに1地所の所有権を得る；1585年都市参事会員となる；1622年死去
3	Philipp Könnicken	?	?	ライントツ市民	1589年都市参事会員となる；1608.8.30以前死去
4	Hans Schmidt	1604.6.14@—1611以前	7	ライントツ市民	1605.6.25都市参事会員となる；1611年死去
5	Jakob Beck von Eltville	1612.3.19—1636.7.7前	24	Eltville市民 (Rheingau)、後ライントツ市民	当職を得るために、兄弟、聖ペーター修道院助任司祭、ライントツ市民とともに2000fl.の保証金を納入；ヌウェーデンによる占領下、在任中死去時に都市参事会員を兼職
6	Johann Martin Metter (Meder)	1637.12.3—1649.6.15前	12	ライントツ市民	前任者達と同様の条件で任用；1639年には都市参事会員に任命され、1681年にも都市参事会員に在職

H. Schrohe, Die Stadt Mainz unter kurfürstlicher Verwaltung (1462-1792), Mainz 1920, Beilage: Schatzmeister seit 1462, S. 75f.

[表---2：建築役]

Nr.	氏名	在任期間	年数	出 自	備 考
1	Hans Dreutzel (Dreudel)	1538.11.26-1551以後	12	ライントツ市民	オッペンハイム出身；1542年に都市参事会員となる；1564年初頭死去
2	Georg Reitz	1551.4.11—1561—1565.3.18前	14	ライントツ市民	1542年以後、都市参事会員となる
3	Hans Walch	1565.3.18—1575.2.27前	10	ライントツ市民	1567年以後、都市参事会員となる
4	Gerhard Ebersheim	1575.2.27—1590.3.18	15	ライントツ市民	大工親方；1579、1598年には都市参事会員；1603.11.11以前に死去
5	Jakob Crafft	1604.6.14@—1611以前	8	ライントツ市民	1605.6.25に都市参事会員となる；1611年死去
6	Johann Müller	1612.9.14—1642—?	?	ライントツ市民	1621.10.7に大司教より更に10年間の木材販売を許可される；1615.11.7—1641年、都市参事会員；1660.5.2死去

H. Schrohe, Die Stadt Mainz unter kurfürstlicher Verwaltung (1462-1792), Mainz 1920, Beilage: Verwalter des Baumeisteramtes in Mainz, S. 84 f., 87.

ドイツ軍により交互に占拠され、家屋はほぼ二六%が壊滅し、住民数は戦前の一三、〇〇〇人から実に七、〇〇〇人に減少していたのである。⁽⁸⁹⁾ 減少した六、〇〇〇人(四六・二%)のすべてが戦時中に死んだわけではなく、他の地に逃れた者も相当数いたと推測されるが、いずれにせよ統治の任に当たる者にとり、戦後の復興が焦眉の課題となったのである——その過程で、遅くとも一七〇八年には兄弟団は再び「ツンフト」とも呼ばれるようになった。

そこで選定侯政府は、——経済政策(後述)を矢継ぎ早に打ち出し、その実施に努める一方で——統治組織の改革に積極的に乗り出していった。選定侯による改革は近世に固有の立法形式である君主による条令制定の形で行なわれた。まず選定侯国全体に関しては、選定侯ヨハン・フィリップは一六五五年に「官房条令」、「都市裁判所条令」、「建設局条令」の発布により裁判制度を律する包括的な法の制定を計画した。特に包括的な前二者が重要であって、「官房条令」中のきわめて重要な条項と「都市裁判所条令」との大部分は、一九〇〇年のドイツ民法発効に至るまで効力を有した一七五五年発布の「マインツ・ラント法」に継受された。⁽⁹⁰⁾ また、金印勅書以来マインツ選定侯国には独自の第三審裁判所の設置が認められており、一六五四年にこの不上訴特権を確認されたことを経て、選定侯は一六六二年に最高裁判所Ⅱ上告裁判所を設置したのであるが、彼は一六七〇年にG・W・ライプニッツ Gottfried Wilhelm Leibniz を上告裁判所の評議官に任命し、選定侯国の無数の判決・慣習・制定法を統一化し、ローマ法をドイツの情勢に適合させるという立法活動に参加させたのであった。⁽⁹¹⁾

こうした全国的な政策の中で、選定侯はマインツ市に関し、一六五五年当市の都市参事会の無秩序性、市内のポリツアイ(Ⅱ内政)制度の劣悪さを訴え、今後は毎週二回、総督、ゲヴァルトボーテ、都市参事会員は市庁舎にて定例会議を開き、訴訟当事者は——各ツンフト館ではなく——市庁舎に告訴し、ここで判決を受けることを命じた。⁽⁹²⁾ さらに彼は、これらを含む一六六〇年二月六日付の「新都市参事会条令」*Neue Raths Ordnung Der Statt*

Maintz Ann 1660⁽⁹³⁾を發布して、以下に示す方向での都市参事会の改革を図った。本条令は同年二月二一日に施行されたが、今後はこの日をもって会計年度が開始され、終了されることになったことから理解されるように、本条令は一七八二年における組織再編に至るまでの都市行政組織の根幹を形作ることになったのである。

(一) 都市参事会は以前には一つしかなかったが、今後は三つになり、呼称も再び(Stadt-)Ratとなった。まず第一が、一八名の市民からなる「完全都市参事会」, „vollkommener Rat“である。参事会員が死去したり引退したりした時の補充方法は、残りの都市参事会員が三名の名望あるマインツ市民をマインツ総督(不在の際にはゲヴァルトボータ)に推薦し、その中から一名をマインツ選定侯が都市参事会員に任命するという方式であった。また、総督により各都市参事会員が一つのツンフトの監督を割り当てられたことも重要である。

第二の都市参事会が「小都市参事会」, „engerer Rat“である。これは、「完全都市参事会」の一八名の構成員の中から選定侯が任命した六名から構成される機関であった。その補充方法は、総督が「小都市参事会員」を除く一二名の「完全都市参事会員」の中から二名ないし三名の有能な者を選定侯に推挙し、選定侯がこの中から一名を任命するという方式であった。「小都市参事会員」は慣例として終身任期であり、各人一〇〇グルデンの年俸をローンネットク会計局から得る大司教の俸給役人であった。この都市参事会こそが中核となる参事会であって、各参事会員は就任の際に定形の誓約を選定侯になさなければならず、以前の„sechs Alte“の系譜を引く機関であることは疑いがない。しかしながら、この参事会が独立した機関であったわけではない。というのも、それは「総督やゲヴァルトボータの」認可や前もっての了承、臨席なしに勝手にこの者の代わりに、全員で、あるいは個別に何か重大なことをなしたり、締結したり、交渉したりすべきではない」からである。

第三の都市参事会が「常設都市参事会」, „beständiger Rat“であり、毎週、月曜日と木曜日に市庁舎にて会議が持たれた。この都市参事会は「小都市参事会員」(六名)と、「完全都市参事会員」のうちの六名とから構成され

る。後者の六名は半年毎に交替することになっており、したがって「完全都市参事会員」の中の六名は、割り当てられているツンプトについて報告すべきことがある場合や総督ないしゲヴァルトボーテの要請がある場合を除き、必ずしも常に政務につく必要はなかったのである⁽⁹⁴⁾。

こうした都市参事会組織の再編が意味するところはこうである。①「完全都市参事会」が他の二つの参事会の母体となっており、したがって参事会員の数が一・五倍に増え、寡頭制化に一定の歯止めがかけられたと言える。②しかしながら、都市参事会員の選出に対する選定侯の介入は再び強化され、選定侯による最終的な任命ならびに参事会員への俸給支給とあいまって、彼らの選定侯役人としての性格は再び一層強まった。なるほど参事会員の補充方法は依然として現任参事会員の推薦が前提となっている。だが、被推薦者の数が一名ないし二名から三名に増加され、特に中核となる、「中間権力」としての性格を有していた旧来の“sechs Aite”の継承機関である「小都市参事会」員については、さらに総督による——一名ないし三名の——推薦が必要とされるに至ったのである。一方、終身任期を慣例とするこの「小都市参事会」の、一定程度独立した機関としての性格は、選定侯役人による統制（認可、了承、臨席）によって再び弱められていく。つまり、都市参事会の中間権力としての性格は、弱められた推薦権と慣例としての終身任期によってしか保証されなくなっていた。したがって、都市参事会はその自律性が弱められた中間権力としての側面と、選定侯統治機関としての側面の双方を持つ機関であったと理解すべきなのである。

(二) 都市参事会員の出自についてであるが、それを明らかにするデータは極めて少ない。筆者が現在確認しているのは、①一六三九年以降都市参事会員であったE・ロコツホErnund Rokochがニーダーラインから移住し、ブドウ酒販売業、大規模な金融業、弾薬類の製造業を営んで富・広大な地所と名声を得た人物であり、当市の発展に与って力があり、一六四八年以降選定侯の会計長官、遅くとも一六七〇年にはマインツ選定侯政府評議

官に任ぜられたこと、⁽⁹⁵⁾②精確な年代は不明であるが、イタリアの Volasio 出身のベッリーノ Bellino 家の一員が都市参事会員であったこと、⁽⁹⁶⁾③一七一五年、一七一九年に都市参事会員であった K・ゾンネマン Kornelius Sonnerman がビール醸造人であったこと、に止まる。⁽⁹⁷⁾これらの例だけからは容易に一般化し得ないが、恐らく、商人化した手工業者親方、及び雜貨商などの比較的裕福な商人が都市参事会員に任命されていたことであろう。と同時に、市外者であっても当市の発展に尽くした人物も都市参事会員に任命されており、都市参事会員家系の完全な閉鎖化という事象は形成されておらず、選定侯の任命権は明らかに認められるのである。

〔三〕次に都市参事会の任務を明らかにしておきたい。①まず「完全都市参事会」についてであるが、一八名の都市参事会員のそれぞれに一つの同職組合的なツンフトの監督が委ねられた。具体的には、選定侯が個々のツンフトに授与した条令の各条項（例えば徒弟の採用、親方作品の製作、退職する上級親方の会計簿作成など）が遵守されるよう監督すること、ならびに、監督下のツンフト内部の紛争にあつては当該都市参事会員は総督ないしゲヴァルトボートと一致して解決することであつた。⁽⁹⁸⁾こうした選定侯の措置は、都市参事会を媒介とする統治の基礎単位をツンフトとするという政策の現れである。

②一六六〇年の「新都市参事会条令」が詳細に規定したのが、「小都市参事会」の任務であつた。「小都市参事会」が都市参事会の中核であることの証左である。その任務とは以下の如くであつた。(i) マインツで必要とされる兵士の宿営とその割当を、マインツ住民の負担を超えないよう適正に行なうこと、(ii) 市民・住民（貴族、廷臣、大学関係者、修道院も含む）が有する免税特権をもっていない家屋や土地を、一六五九年一月一日付の選定侯条令にしたがつて公平に査定し、直接税を課し、その帳簿を作成すること、(iii) 後見に関する会計を諮問することにより、被後見地が従来よりも適正に管理され、被後見人が神を畏れ、徳を養い、大学での勉学や手工業にいそしむよう仕向けること、(iv) 選定侯役人であつた建築役の責務（市庁舎、市場流通の貨幣、公共の場所

や路地、共有地、噴水、城塞罰令権内の橋梁や街路などの維持)を受継ぐこと、(v)従来直接税徴収役およびチ
ンス徴収役により徴収されていた建築局関係の諸税・貢租を徴収し、その年次会計簿を選定侯官房に提出するこ
と、(vi)以上の業務や記録保管のために、書架や部屋を管理すること、(vii)消防令の遵守に配慮し、それを毎
年更新し、商館にて全市民に読み聞かせ、消防器具の調達や保管のために必要な手段を講じること、(viii)市場で
の販売品(食糧品、香辛料、野菜など)、市場令の遵守、市場長官、度量衡、これらに対し監督し、大市などの際
に枴や尺を査察し、不正を総督およびゲヴァルトボーテに通知すること——ただし、分銅や尺の検査は司教座聖
堂参事会の了承が必要——、(ix)「小都市参事会員」の中から毎年総督とゲヴァルトボーテにより任命された一
名ないし二名のライン警備役は、ライン河の清掃、木材置き場の管理、船舶の障害なき航行、船舶用材料価格の
廉価設定に配慮すること、(x)毎年、主に春と冬の初頭に日雇い、車力、袋担ぎ人夫のために一定の労賃を査定
すること、(xi)総督およびゲヴァルトボーテとともにツンフト条令を逐一審査し、改正案を選定侯に提示するこ
と、⁽⁹⁹⁾以上。

③「常設都市参事会」は民間の一〇〇グルデン以下の紛争のすべてを裁き、建築についての問題に関わる上
訴審でもあった。⁽¹⁰⁰⁾

以上の諸都市参事会の任務から、次の二点を確認しておきたい。①「完全都市参事会員」、つまり各参事会員が
一ツンフトの監督の任を負わされるようになった措置から理解されるように、——帝国自由都市段階のツンフト
が都市参事会の選出・被選出母体であったほどには、積極的かつ自主的に同職組合は統治体制に関わっていくわ
けではないが——大司教統治府は「上から」既存のツンフトを都市参事会を媒介とする統治の基礎単位に据えた
のであった。②「常設都市参事会」は下級の民事裁判所にして建築問題の上訴審であると言えるが、中核となる
「小都市参事会」は軍事・徴税・後見・建築・記録管理・消防・市場管理・ライン河管理・ツンフト条令の改正

などを担当する「軍事・内政官庁」であったことが理解される。近世マインツ市の都市参事会の中核機関は、「軍事・ポリツァイ官庁」であったのである。

〔四〕 こうした特質を有する都市参事会の現実の活動を記したのが、「都市参事会議事録」である。本文書は、第二次世界大戦以前においては「マインツ総督職議事録」(Mainzer Vizedominatsprotokolle (MVP))中の「Rats- und Vizedominatsprotokolle」としてマインツ市立図書館に所蔵されていたが、今日は「マインツ都市参事会議事録」(Mainzer Ratsprotokolle (MRP))としてマインツ市立古文書館に所蔵されている。その第一部は一五〇年を起点として、年代順に一五一〇年 (Abt. I, Bd. 1) から一七六七年 (Abt. I, Bd. 33) までの三三巻からなっている。第一五巻 (一六五四―一六五九年) 以降を本項での主要な分析対象とする。

ところで、三十年戦争後の当市の都市参事会が直面した重要問題^⑩は、(一) 軍事・警護問題 (一七世紀後半)、(二) 選定侯政府の要請によるツンフト監督 (一七〇〇年頃)、(三) 財政をはじめとする都市参事会の杜撰な職務執行とそれに対する選定侯による都市参事会改革の遂行 (一八世紀全般) である。以下、これら三問題を考察することにより、都市参事会の「中間権力」としての性格、選定侯政府と都市参事会との関係を明らかにしていきたい。

(一) 軍事・警護問題

マインツ市民は既に一四六二年以降、選定侯の特権による免除がない限り、市門・扉・市壁・基地のための警護役II歩哨勤務の義務を負わされていた。この警護義務は中世における「市民的な共同防衛義務」が近世における「君主制的な防衛義務」に再編されたものであるが、それに基づいて一六世紀中葉に軍隊組織としての「市民選抜民兵軍」Bürgermiliz が形成された。将校も市民出身であり、一八世紀まで四個中隊編成であった。選定侯領全体の軍事・警護に責任を負う最高武官は一七世紀中葉以降、要塞司令官 Festungskommandant であったが、

マインツ市内の軍事・警護の諸問題（任命、報酬支払い、軍備、軍役免除など）は総督、ゲヴァルトボーテそして都市参事会の管轄下にあったのである。⁽¹⁰²⁾

選定侯発布の「火災条令」⁽¹⁰³⁾（一六五七年）によれば、市民選抜民兵軍の中隊組織は次の通りであった。つまり、一名の警護指揮官（Wachtgebieter）の下に、一名の大尉＝中隊長（Hauptmann）、一名の少尉（Leutnant）、一名の旗手（Fähnrich）、*やんツ*、一名の曹長（Feldwebel）、一名のFührer、三名のFahnengeferte、二名の伍長（Korporale）、四名の鼓手（Trommelschläger）が置かれ、これらの者が一三一人のマスケット銃兵を指揮していたのである。彼らの任務は具体的には、市門警備、夜間巡察、市区視察、宿営査察、防火監視であり、都市防衛と防火が主体であった。

こうした市民選抜民兵軍をめぐる選定侯政府と都市参事会がともに関わった事例で、都市参事会議事録からその情報が得られるのは、以下のとおりである。

①一六六三年のトルコ危機に際しマインツ市の駐屯軍がハンガリーへ遠征したため、当市の駐屯軍の数が大幅に減少した。そこで、既に選定侯国全体で領邦選抜民兵軍を組織していた選定侯ヨハン・フィリップは、マインツ近郊の住民から編成される「特別選抜民兵軍（der Engere Ausschub）を警護を配慮して当市に導入すること」を提案した。⁽¹⁰⁴⁾しかしその翌年、都市参事会はこれに対し、市外の軍隊については家屋に宿営させるなどの面倒な義務を市民に強いることになるとして、警護代納金を支払うことのできない市民及び居留民の中から約八〇人を新たな市民選抜民兵軍に徴募し、警護指揮官及び都市少尉の下で各市門にて警護させるといふ決議を下した。⁽¹⁰⁵⁾しかもこの民兵軍のマスケット銃兵に毎月四fl.の報酬を与えることにしたのである。都市参事会は選定侯の提案を無視することはできず、選抜民兵軍を組織せざるを得なかったことは事実である。だがその一方で、（i）その構成員を市外者ではなく市内住民に限定して、民兵軍の防衛意識を高めた点、（ii）民兵としての兵役は本来義務で

あつて無報酬であるにも拘らず選抜民兵に報酬を与えた点に、参事会の裁量の余地をいまだ見て取ることができるのである。

②一六六四年以降二年続けて市民中隊の中隊長（Ⅱ大尉）は市民を警護と緊急出動のために動員したが、市民は反抗的であつたり警護義務を履行しなかつたりしたという苦情を都市参事会に訴えた。そこで都市参事会は各中隊長に、選定侯に状況を述べ援助を請うことを認め、さらに、一六六五年七月八日の都市参事会会議で反抗的な市民に対し一連の刑罰を科す判決を下したのである。確かに、これによって軍役についての弊害が完全に除去されたわけではなく、一六六八年には大佐、大尉、中尉が都市参事会に出向いて再び市民や民兵の不服従、軍役逃れの試みにつき苦情を訴え、ゲヴァルトボーテも警護と巡視についての改善を要求している。⁽¹⁰⁶⁾しかしながら、都市参事会が選定侯と将校との仲介役を果たし、かつ刑罰を通して市民民兵軍を選定侯の軍隊として機能させるべく努めているのである。

③一六七二年、「この危機的時期にあつて、特にブランデンブルク選定侯領軍の襲撃のために、毎晩、一個市民中隊全員が兵士とともに待機せねばならなかつたにも拘らず」、さらに三名の都市参事会員が「良き秩序の維持とあらゆる必需品の調達のために」各中隊に付けられなければならなくなつた。⁽¹⁰⁷⁾また一六七五年には、フランス軍の侵攻の危機の存続と選定侯国からの給与不払いによる駐屯軍の反乱とのために、皇帝駐留軍を市内に受入れる協約が選定侯と都市の合意の下、締結された。⁽¹⁰⁸⁾さらに、同年、一過的な施策であつたが、市民の負担（年費用が一、〇〇〇fl.）の下、職人層からなる市民自衛軍の一個中隊が組織され、その指揮権が都市参事会員 Raheimer に委ねられた。このように、外部からの軍事的危機に直面して、マインツ都市参事会は選定侯（政府）の利害と一致させられ、この軍事指揮権に従う措置をとらされる度合いを増すに至っている。

④最後に、一六七八年になると四個中隊が増強され、各中隊数は一八七人、一九二人、一七二人、一七七人と

なり、全七二八人の中で市民は六五六人、居留民は七二人となった。マインツ市住民の一割強というきわめて高い比率を示す選抜民兵軍——一八世紀中葉の「軍事国家」プロイセンにおける兵力の臣民比率は三・三％である——に関して注目すべきは、その軍事査閲がゲヴァルトボーテ、二名の大佐、都市参事会員全員とともに宮廷財務府長官の面前で行なわれたこと⁽¹⁰⁹⁾であって、このことは、軍事査閲権に表れている市民選抜民兵軍の軍事指揮権が旧来のように都市参事会にのみ帰属するのではなく、選定侯（政府）と分有されるに至っていることを意味しているのである。

これ以降、一八世紀をも含めて都市参事会議事録は市民選抜民兵軍についてこれ以上のことは記していない。このことは、以上述べてきた都市参事会の中間権力としての性格の弱体化、選定侯の統治機関としての性格の強化の過程からして、都市参事会が当該民兵軍に関して独自の役割を果たさなくなったことを示していると考えらるべきであろう。

(二) ツンフト監督

絶対主義的な統治システムとバロック的な貴族生活を代表する選定侯ロータル・フランツ・フォン・シェーンボルン Lothar Franz Frhr. von Schönborn（在位、一六九五—一七二九年）の政府は一七〇二年、今後各市民はツンフトに加入する手続きを取るよう命じた。さらに一七〇三年二月二日に選定侯政府は、「現時点において「政府により」変更され修正されるべき」であるからという理由でツンフト条令の写しの提出を要求したのであるが、その際注目すべきことに「総督職及び都市参事会によって共同で、あるいは単独でなされた付加」の提出も要求されていた⁽¹¹⁰⁾。各都市参事会員はツンフトを監督する責務——警護役・租税・外敵襲来の際の予防措置に関わる選定侯の命令を伝達し、ツンフト内審議の司会——及びツンフト裁判、中でもツンフト条令の遵守について責任を負っていたのである（同職組合の項で後述）が、都市参事会は総督職とともに、あるいは単独でツ

ンフト条令に変更を加えることができている。この点に中間権力的な権能を見て取ることができるのである。だが、この事例が示すように、都市参事会による変更は選定侯政府の監督下にあり、政府による改正を受けるものであった。

(三) 都市参事会の杜撰な職務執行とそれに対する選定侯による改革

選定侯フランツ・ルートヴィヒ・フォン・ノイブルク Franz Ludwig Palzgraf Fürst von Neuburg (在位、一七二九―三二年) は、治世が短かったものの積極的に都市行政改革に取り組んだ。

① 宮廷財務府は財政について都市参事会の職務執行が杜撰であるとの苦情を選定侯に訴えた。つまり、財務府は、都市参事会は毎年四〇〇〇fl.の直接税を財務府に納入すべきであるにも拘らず、参事会はそのうち四〇〇fl.を自らの許に留保してきたと申し立てた。これに対し参事会は、一六七五年以前からこの四〇〇fl.は後見税¹⁾直接税徴収役のために留保されてきたものであると反論した。両者の主張を聴取して選定侯政府は一七二九年九月、都市参事会はまず二〇〇〇fl.を支払うべきであるとの命令を下し、都市参事会はこの「慣習」を認めなかったのである。

② 以下の問題は主にゲヴァルトボーテに関わるものであるが、都市参事会にも間接的に関わりがあるため、ここで検討することにした。宮廷財務府は一方で、宮廷財務府に納入されるべき罰金の徴収が杜撰であるとの苦情を選定侯政府に申し立てていた。そこで選定侯は一七三〇年春に調査委員会を設置した。当該委員会は罰金支払命令書が記載されていなかったことをまず確認し、選定侯の即位後一四―一五ヶ月間にゲヴァルトボーテがほとんど罰金を課したことがないことを明らかにした。この間に宮廷財務府に納入された罰金はわずか二七fl.でしかなく、ゲヴァルトボーテは、殴打・罵詈雑言・侮辱などの軽犯罪では罰金刑の代わりに市塔禁固刑を課し、有罪者を政府の許可なしに釈放していたのである。

この調査に基づいて選定侯は、問題を市場秩序やポリツアイ(II内政)規制の侵害にも広げて、ゲヴァルトポータのみならず都市参事会の杜撰な職務遂行をも非難し、一七三〇年六月一五日付けの命令を発して、総督、都市参事会、とりわけゲヴァルトポータに対しこれ以上の無秩序な参事会運営は寵愛の喪失ないし解任をもたらすと脅したのであった。そして今後ゲヴァルトポータは糾問訴訟の時にしか自らの裁量で市塔拘禁はできず、都市参事会書記のいる場でしか尋問を行なうことができなくなり、この書記は事件及び裁判の概要を記載し、罰金支払命令書を政府に送付すべきことが命じられたのである。⁽¹²⁾

③各都市参事会員は割り当てられたツunft内の秩序維持に対し責任を負っており、毎月、科されたツunft罰のリストを都市参事会に提出すべきであったが、その義務が完全には遂行されておらず、一七三〇年七月三日にその義務が書かれた選定侯条令が都市参事会で読み上げられた。⁽¹³⁾

以上の事例から、一七三〇年まで直接税及び罰金という「財政」問題に関して都市参事会、特にその監督官僚たるゲヴァルトポータには自由裁量の余地が残されていたことが分かる。しかしながら、直接税に関しては四〇〇fl.のうち留保しえたのはその一割でしかない。また罰金に関しても、誠告を受けた主体は、都市参事会の統括官僚であり、都市参事会から市場ポリツアイ関係の違法行為の通知を受けて、都市参事会で軽微な刑事事件を裁くヴァルトポータであって、都市参事会それ自体ではない。したがって、この点から、都市参事会が中間権力的な機能をはや僅かしか果たしていなかったと理解すべきであろう。

事実、次期選定侯フィリップ・カール・フォン・ウント・ツウ・エルツ・ケンペニヒ Philipp Karl Herr v. u. zu Eltz-Kempenich の治世(一七三二—一七三三年)には都市参事会改革の一環として、司教座聖堂参事会員の Franz Anton Gottfried Frhr. Knebel von Katzenhogen がポリツアイ長官に任じられて総督及び都市参事会を監督する地位に置かれた(在位、一七三二—一七三四年)。さらに、一七三二年十二月一五日には「市民の幸福に必要で関

係ある改善がなされた諸ツンフトにおける都市参事会の権能」に関してポリツァイ長官、選定侯の直轄委任官僚、宮廷評議官、官房評議官、都市参事会員、都市中隊大尉、ツンフト兄弟親方が再び直接税（及び宿営割当制）についても審議し、良き秩序の樹立のために諸委員会の設置を決定した。その後、都市参事会の最高の代表者である総督やゲヴァルトボーテは、選定侯フランツ・ルートヴィヒ治下のような非難や罷免の脅しをもちや受けることはなくなつたのである。⁽¹⁴⁾ 一般の都市参事会員についてもそうした非難や罷免の脅しは認められず、せいぜいのところ、一七五六年五月二六日付の選定侯命令により、(i) 都市参事会書記は総督やゲヴァルトボーテに対し発せられた命令を都市参事会の書架に整理すること（第六項）、(ii) ポリツァイ事項などのために特別に任命された都市参事会員は、個々の事件を総督職に口頭で通告し報告書を提出すること（第七項）、(iii) 都市参事会員は販売用のパン及び在庫の穀粉を検査すべきであること（第九項）、(iv) 都市参事会が科した刑罰（特にツンフト事項に関わるもの）についての詳細なリストを、総督は三ヶ月ごとに選定侯政府に提出すべきこと（第一〇項）、⁽¹⁵⁾ 以上が命じられたことぐらいである。(ii) (iv) から、確かに、都市参事会の「(政府から見た) 職務の不行使、杜撰さ」を、逆には「(参事会から見た) 自由裁量の余地の存続」を見て取ることができる。だが、その自由裁量の余地は特にツンフト関係——ポリツァイ事項の重要な部分でもある——に限られていることに注意すべきである。それ以外に参事会の中間権力的な権能を見出すことは困難である。

以上、都市参事会が直面した重要問題を具体的に考察してきたが、その結果、まず軍事、次いで内政において、都市参事会が中間権力としての性格を弱め、逆に選定侯の統治機関としての性格を一層強めたことが明らかになった。この確定は、都市参事会の組織について上述したこと——選定侯による任命と、弱められた内部推薦権——慣習としての終身任期との併存——と合致している。都市参事会の議席及び都市参事会との共同統治権をめぐって闘われた中世のツンフト闘争に比肩し得る闘争が、近世マインツに起こらなかつたことも、近世段階の都

市参事会がもはや自律的な統治機関でなかったことの証である。

2 「中間権力」的な性格

以上明らかにした選定侯政府による統制の強化の中で、都市参事会ほどの程度「中間権力」としての体をなしていたのか。これまでの議論を踏まえ、総括してみたい。

〔一〕 選出・任免についてまず重視すべきが、一五世期末以降の„sechs Alte“の終身任期制化である。これにより、彼らの長期に及ぶ経験により、独自の統治慣習、手続き、判断、精神を形成することが可能になった。寡頭政的な「名望家」の形成である。さらに一六世紀前半以降、参事会は、特に„sechs Alte“は新都市参事会員の推薦権を確立していき、自らの統治に有益であると見なされる人物を自らの仲間にすることができるようになったのである。この„sechs Alte“が三十年戦争後に「小都市参事会」と改称される。だが無論、選定侯による最終的任命、総督との共同統治、俸給役人的性格などによる拘束、また、三十年戦争後における推薦権の弱体化を看過することはできない。

〔二〕 権限については、三十年戦争以前においては、総督が司宰する会議・集会における公益の増進・福祉・市民加入の審議権、「平和法典」に則つての中・下級の刑事裁判の助言権、生死に関わるゲヴァルトボーテ司宰裁判における助言権があり、それは「公益・福祉」などという解釈次第では幅の広がる権限であった。だが、三十年戦争後になると、「常設都市参事会」は下級の民事裁判所にして建築問題の上訴審であり、中核となる「小都市参事会」は「軍事・ポリツァイ（＝内政）官庁」となり、権限は画定されたものとなる。さらにその軍事的な権限は制約を受けることになり、結局のところ、都市参事会の自由裁量の余地は、民事裁判とツンフト監督に関わるポリツァイ事項とに限定されることになったのである。

次に、このツンフトに関わる自由裁量の余地を可能とした同職組合（兄弟団ないしツンフト）を考察することにしたい。

二 同職組合…「兄弟団」ないしツンフト

1 選定侯政府による統制

〔i〕 三十年戦争以前

帝国自由都市段階において第二の中間権力であったツンフトは、一三三二年以前の Amt（都市君主により編成された同職組合）段階と異なっており、中でも典型的な統制的・自律的ツンフトは統轄者の自主的選出権、営業規約の自主的制定権、その規約に従っての裁判・処罰権、フラタニティ的性格、職人・徒弟に対する統制権、自主的な同盟結成権、都市防衛の基礎単位としての性格、これらを有していた⁽¹⁶⁾。だが、領邦都市段階になると、大きな変化を被ることになった。

まず、個々のツンフトに関する法令であるが、帝国自由都市段階においてはそれは個々のツンフトにより自主的に制定されていた締約であった。管見の限りであるが、一三三三年六月七日に都市財務官・「世俗裁判官」・市長・参事会により発布された、当市で最古のまとまったツンフト・営業条令として重要な「魚類売買令」が唯一の例外であった。ところが領邦都市段階になると、個々の同職組合の法令は、領邦君主であるマインツ選定侯により君主条令として発布されていくようになったのである。条令により個々のツンフトの内部体制が決定されるのであるから、この変化の持つ意味は極めて大きい。マインツ大司教アドルフ・フォン・ナッサウは、大司教位フェーデにより多大の損害を受けた都市経済の立て直しを図るべく、——解散されていた——旧ツンフトを一四

六四年以降「兄弟団」(Bruderschaft)として組織し直していった。この兄弟団は、以下に見るように、ツンフト段階での、都市参事会の選出・被選出母体としての地位及び統轄者たる上級親方選出権を喪失し、独自の規約制定権や裁判権をも制約されたのであって、もはや中世的ツンフト——すなわち、同職組合を母体とする「能動的な政治団体」——とは言えない。その性格規定を以下において追究していきたい。なお、この時期の統計状況は不明であるため、参考のために一五四一年時点の兄弟団関係の数値を挙げておくと、兄弟団は一七団体、親方は一〇三二人、職人は一九九人であった。⁽¹⁷⁾

さて、上記の旧ツンフトの再編において大きな意味を持ったのが、大司教アドルフが一四の同職組合それぞれについて一四六八—一四六九年に次々と「兄弟団条令」を発布したことである。これにより、雜貨商、製綱匠などを除く同職組合のすべてが選定侯の監督下に置かれることになった。⁽¹⁸⁾ これらの条令の項目は基本的に統一されており、君主権により各同職組合は法秩序的に平準化されていったわけである。しかも条令制定の際には各兄弟団の親方達は君主ないしその官僚の許に召集させられたはずであり、彼らは中世以来の内部管理・経営のあり方・原理を聞き出され、同職組合の内部状況が相当詳細に君主権に知られることにもなった訳である。これらの条令は、*Altes Zunftbuch 1468 ff.* (Abt. 21 Nr. 100) としてマインツ市立古文書館に所蔵されている。各条令の条項は基本的に統一されているため、以下、一四六九年一月二三日付の「金細工師、ブリキ師、錫器製造匠、ガラス細工師、絵師および馬具匠」条令⁽¹⁹⁾を例に、重要な条項を挙げ、それを検討することにした。本条令では、第一頁の一行目に同職手工業者名、二行目に「これらの手工業者のための条項」(であること)、三行目に「一四六九年」、四行目以下に四三の条文が書かれている。これら四部分の字体は相互に異なっており、それぞれ異なる時期に書かれたものと考えられるが、条文の部分それぞれ自体はオリジナルの史料と推測される。

第一条 「第一に、金細工師、錫器製造匠、ブリキ師、ガラス細工師、絵師および馬具匠の手工業者の親方と職人は、まず全能の神の賛美と榮譽のために一兄弟団を有し維持し、彼らの身体をこの世で相互に扶助し埋葬し、蠟燭・棺布・その他の付属物で四季の斎日の儀式を行なうべきであり、そうしてもよい——昔から慣習であり、これら以下の条項でも記述されている如くに——」。

第二条 各成員は四季の斎日毎に「上級兄弟団親方」（＝兄弟団を統括する上級親方）Brudermester に四プフェニヒを納めるべきである。

第三条 上述の手工業を営むためにはあらかじめこの兄弟団（営業権）を購入しておくべきである。

第四条 「市外からマインツに来て居住し、本兄弟団を有し、上で告げられた手工業の一つを営業する意思のある者は、とりわけ敬虔で、評判のよい人物であり、尊敬に値するべきである」。

第五条 「ある者が不誠実であるか、あるいはいくつかの不誠実なことをなしたという悪評が立つかして、そのことが確証されたことが明らかになると、その者は本兄弟団を去り、この間兄弟団から得た貨幣などを、抗弁なく、すべて失うことになる」。

第八条 親方は一人の徒弟の雇用毎に、祝宴のために二ポンド・ヘラー、一ポンドの蠟、五シリング・ヘラーを納めなければならない。「本兄弟団の親方は、徒弟が嫡出の生れであり、その他の悪行や恥ずべき汚行を行なわなかった限りにおいて、その徒弟に仕事を教えるもよい」。

第九条 「本兄弟団に属する者」は「何人も我々のいと恵み深き主君や彼の恩寵のもとにある大司教領に損害が出来るかもしれない争い事をなすべきではない」。

第一〇条 自分の職人や兄弟団、市民や居留民と争った者（＝親方）は、マインツ市内で事を決着すべきである。

第一二条 「庶出の生まれであつたり姦通を働いたことが明らかであつたり、その他の悪行や悪徳で明らかに穢れた者は、本兄弟団に属することはできず、上で告げられた手工業を行ない営んではならない。「ただし、たとえ庶出の生まれであつたり、「手工業の慣習に反して」病人を妻としていたにせよ、マインツ市の征服後に当地に定住し手工業を営むことを企ててきた者は除く」。

第一三条 「我々のいと恵み深き主君のアムトマン〔後の総督〕により、毎年兄弟団の中から三名の〔上級〕兄弟団親方が選ばれるべきである。「当該の三名の〔上級〕兄弟団親方は……我々のいと恵み深き主君のアムトマン〔後の総督〕の了承と臨席のもと、年四度の四季の齋日に手工業に共通の兄弟団命令を制定し維持すべきであり、そして本手工業者や条令に反して企てられ、生じるであろうことのすべてを弾劾し、裁き、処罰し、罰金を課し、譴責すべきである」。

第一四条 「これらの〔上級〕兄弟団親方や本兄弟団のその他の者は、我々のいと恵み深き主君のアムトマン〔後の総督〕の許可と了解なしには命令を制定したり、集会を開催したりすべきではない」。

第一八条 「本兄弟団の親方や職人は、徒弟を……我々のいと恵み深いアムトマン〔後の総督〕の前に連れてきて、古き慣習に則つてアムトマンに忠誠を誓わせる限りにおいて、一四日間を超えて徒弟を置くことができる」。

第二〇条 「三個の作品を作り作成する者、つまりまず皿を作り、次にダイヤモンドを〔金属の中に〕はめ込み、指輪に文字を彫る者」だけが、親方として本ツンフトへの加入が許される。

第二一条 「金細工師の徒弟ないし職人は、彼が奉公している親方の了承なしには、当該手工業者組合に属している金・銀を売買してはならず、金・銀を使用してはならない」。

第二四条 「盗まれた金・銀」、つまり親方間で平等に配分された原料以外の金・銀で細工物を作つた親方や職人は、罰金（一マルクにつき一グルデン）を大司教と兄弟団に半分ずつ納めるべきである。

第二五条 「貨幣を偽造した親方ないし職人に対し、各〔君主〕は打ち抜き鑿で〔身体に〕穴をうがつ……〔罰令〕権を有すべきである」。

第四一条 「定住市民にして我々のいと恵み深き主君に対する警護・軍役・その他の奉仕を負つて居住する者以外は、本兄弟団に属してはならず、また本条令中の仕事をしない営んではならない」。

第四三条 「本兄弟団の親方や職人の間で将来起こるであろう処罰されるべき紛争」は、「そうした弊害が生じた時にその任にあつた〔上級〕兄弟団親方の助言を借りつつ、我々のいと恵み深き主君のアムトマン〔後の総督〕がこれを処罰し、最良の状態に戻し、解決すべきである」。

第四三条第二項 「また我々のいと恵み深き主君は、本条令の上で告げた条項のすべてを、また各々を自らの恩寵の意思により増減する力を留保している」。

この条令から、以下の点を読み取ることができる。①相互扶助的で宗教的なフラタニティである兄弟団（第一条）に対し、大司教は——多くは総督をとおして——上級兄弟団親方の選出（第一三条）、兄弟団の自主的な命令制定権・集会開催権の制約（第一三・一四條）、裁判権（第二四・二五・四三條）、条令改正権（第四三條第二項）など中世ツunft段階には見られなかった新たな措置により統括権を著しく強化している。つまり、兄弟団の集會は総督の許可無しには召集されてはならず、年四回（四季の齋日）の集會などの際に兄弟団の親方が条令違反を弾劾し、裁き、処罰する時には、総督も同意し臨席すべきこととなっていた。また、確かに一面で、「庶出の生まれであつたり姦通を働いたことが明らかであつたり、その他の悪行や悪徳で明らかに穢れた者」は何人も兄弟団に受け入れられてはならず、手工業を営むことが禁じられることが定められ、旧来の手工業慣習に則っている（第一二條）。だが、それに反する規定——つまり、「たとえ庶出の生まれであつたり、〔手工業の慣習に反して〕

病人を妻としていたにせよ、マインツ市の征服後に当地に定住し手工業を営むことを企ててきた者」は、兄弟団に受け入れられなければならない、という規定(同上)——が付加されており、当時のマインツ市の社会・経済的な悲惨さが示されると同時に、選定侯の条令制定による旧来の伝統Ⅱ法Ⅱ権利の否定が見て取れるのである。しかし、その一方で、②中世後期以来の「ツunft強制」を親方たちに認めており(第四・八・一二・二〇・二一・二四・四三条)、「兄弟団の「経済的特権」の維持を図っている。

以上を前提として、また、A・Ph・ブリュックの研究を踏まえて、一四六八—一四六九年の一四の兄弟団条令及びその後発布された諸条令の基本的枠組みを示したのが「表二」である。ここから全般的に以下の新体制を

〔表二〕

Nr.	名称・発布年・親方数	総督任命 「上級親方」の 数と任期	親方作品	親方職世襲	加入金
1	樽匠・1469年・54人	3人	1579年言及		
2	金細工師・1469年・58人	3人：1年	言及	言及	
3	細工師・1468年・46人	2人	1580、1581年言及		言及：親方関係者は小額
4	Werkleute・?・67人	1年	1660/2年；1684年：選定侯命令言及		
5	理髪師・1469年?・53人	[3人：1年]	1734-5年：選定侯による基準変更言及		
6	鞣皮匠・1468年・56人	[1年]	1579年：総督認可言及		
7	靴匠・1468年・59人	[1年]	1682/6年：選定侯命令言及		
8	毛織物職匠等・1468年・72人	[4人：1年]			[親方子息は半分等：大司教と兄弟団で折半]
9	仕立師・1468年・58人	[1年]	1464年言及		
10	漁師・1469年・54人	[1年]			
11	ペン匠・?・?	[1年]			
12	肉商・?・?	[1年]		1516、1580年言及	
13	野菜栽培業者・1468年・51人	2人：1年			言及：親方関係者は半分
14	ブドウ栽培人・1481年・?	[1年]			言及
15	果実秤量人など・1469年・55人	2人：1年		言及	言及：親方子息は半分等
16	運送人・1469年・74人	[1年]			言及：親方関係者は半分
17	船頭・1468年・87人	[1年]			言及

Nr.	原料先買	原料等「平等配分」	労働日時	独占権	職人問題	純商業行為禁止
1				言及		
2		[言及：原料(罰金は大司教と兄弟団で折半)]			金銀販売の禁止	1565年
3	言及			言及		
4					1580年2人雇用可	1580年制限
5	言及	言及：原料		言及	鞣皮販売の禁止；職人不足	
6		言及：原料(罰金は大司教と兄弟団で折半)		言及		
7	言及	[言及：原料]				
8	言及					1550年
9				言及	2人の職人と1人の徒弟の雇用	1579年販売禁止
10		言及：漁場(罰金は大司教と兄弟団で折半)		言及		販売禁止
11				言及		
12						
13						
14				言及		
15			言及	言及	職人移動の禁止；総数15人以下	
16		1582年言及；馬車の規模			職人移動の禁止	
17						

Nr.	「検査頭(役)」の任命者；秩序維持関係	質量保持	宗教	倫理
1			葬儀義務	
2	総督		葬儀義務	
3			葬儀義務	
4			[葬儀義務]	
5			葬儀義務	
6	総督	言及	葬儀義務	
7	総督		葬儀義務	
8	総督；粗悪品；選定侯と貧民に分配		葬儀義務	
9		言及	[葬儀義務]	
10		言及	葬儀義務	
11	?；1511年四人衆；1581年市長、ゲヴァルトボーテ、都市参事会、市民；1638年計量人	言及1511、1550、1605年	[葬儀義務]	
12	?；1510、1544年「上級親方」；1586年罰金；選定侯、兄弟団、市場長官に分配		[葬儀義務]	

13				葬儀義務	
14	?: [上級親方]と2人の親方、1567年ライオン警備役			葬儀義務	
15		言及		葬儀義務	常時在勤：賭博・情事（罰金は大司教と兄弟団で折半）禁止
16				葬儀義務	
17	?: 木材書記、ライオン警備役、木材計算役			葬儀義務	

Nr.	君主権力との関係	総督と都市参事会	都市参事会による独占権承認	都市参事会命令・要請
1	納税監督			
2	偽造貨幣処分		言及；1550、1567、1581、1642年	
3		親方作品規定	1565、1566、1581、1637年	
4				
5				1581年医学知識の保持；暴動の際の手当
6				1579年検査頭；鞣皮の品質明示の義務
7			1579年	
8				1510年市外生産の禁止
9			1579年	
10				
11				1564、1579年適正価格
12		1580年加入許可；1550、1566年価格公定	1510、1587年	1510年雌牛の年齢に関する親方間訴訟； 1638年適正価格
13	耕地整備・十分の一税納入監督		1544年	
14	選定侯；侯の持ち分を承認			1637年賃金公定
15				
16				1582年親方間の馬車保持の自由を許可
17				1644年木材検査規定

読み取ることができる。

①すべての兄弟団において、総督による、つまり領邦君主権による、上級兄弟団親方（＝統轄者）及び検査頭の任命が確認される。上級親方は兄弟団の代表であるが、同時に大司教役人としての性格が強化されているので

ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力

あり、彼を通して大司教の意思が兄弟団の中に浸透していくのである。

② (i) 労働条件の平等化——原料先買い、原料などの「平等配分」、労働日時(九兄弟団)——、(ii) 品質・量の維持——親方作品、検査役、質量保持(一六兄弟団)——、(iii) 独占権の承認——独占権関係(二三兄弟団)——、(iv) 親方—職人といった兄弟団内の身分制——親方作品、親方職世襲、職人問題(一二兄弟団)——、これら「ツンフト強制」の維持が選定侯条令により保障されており、ここに領邦君主と親方との利害の一致、両者の共生が果たされている。

③ 都市参事会による独占権の承認や都市参事会命令・要請の項に見られるように、都市参事会により兄弟団体制の維持・監督が図られている(一三兄弟団)。

以上の点から、領邦君主及び都市参事会による統制・監督が著しく強化されているのは明らかであり、かつての都市君主制下の九ツンフトのあり方が兄弟団全体に及ぼされ、選定侯による兄弟団の君主的平準化が試みられたのである——親方数がほぼ五〇人代に均一化されている措置に注目せよ——。こうした統制・監督の強化の下で、その担い手である選定侯、その役人にたいし、上級兄弟団親方をはじめとする親方は一定程度の共生の道を図っていた。だが、兄弟団が「中間権力」として機能する程度は大きく低下させられたと判断せざるを得ないのである。

〔ii〕 三十年戦争後

三十年戦争による惨禍から選定侯国の経済を立て直すべく選定侯は、選定侯国全体にわたって、矢継ぎ早に経済政策を打ち出していった。代表的な政策を挙げると、①多数の「外国人」——大半がイタリア(特にコモ湖畔)出身の商人や手工業者——の誘致を進めたこと、②E・ロコツホ(ニーダーラインからの移住者で葡萄酒販売業・

金融業で財を成し、都市参事会員職や選定侯政府の会計長官職、官房評議官職を歴任）をとおして、マインツ市に帰属するシュターペル権を取り戻したこと（一六五八年）、③「手工業者全員に対するポリツァイ条令」の発布（一六五一年以降）などによりツunft強制の緩和（多額の親方作品認定や長期の遍歴の抑制）に努めたこと、③著名な重商主義的官房学者J・J・ベツヒャーJohann Joachim Becherを一六五七年に招聘し、特権商會社——自己の責任で「我々の国家の拡大と利益とに注意を払い、商業や工場制手工業（マヌファクトゥール）、水車、我々の国家が必要とするその他のものを、また我々の国家の利益となるものを生むべき」会社¹²²——を設立させて特定の經濟事業（例えば船舶用水車の建造）や発明に従事させたこと、④特にフランス産の奢侈品や手工業製品の輸入を制限し、自國産商品の販路を開拓するための封鎖措置的な諸条令（一六五〇年一月二〇日以降）を発布したこと¹²³、さらに、⑤一八世紀にはいると宮廷官房は宮廷評議會と協働して、侯立鏡工場（ロールLohr在）、侯立陶磁器工場（ヘツヒストHochst在）の經營、鋳業・ガラス製造業（シュペサルトSpessart山地）、製塩業（オルフOrf在）などの經營に参加し、一七四六年にはマインツ年市の復興などを図るべく「商務代表委員會」が設立されたこと¹²⁴である。

これらの經濟政策の遂行過程において、選定侯政府はいかなる經濟上、統治上の原則をもつて同職組合を統制、發展させることに努めたのか。マインツ市に限定してみた場合、それを示すのが、以下の諸施策である。なお、遅くとも一七〇八年以後にはツunftという名称が兄弟団と並んで再び使用されていくので、これからは兄弟団に代わってツunftという用語を使うことにする。

〔一〕選定侯は絶対主義的な福祉・官僚制國家の創設の過程を進めるべく、官僚機構の組織化と並んで、種々のポリツァイ条令を発布して、臣民の生活の諸局面にできる限り介入することに努めた。その条令の代表が、一六五一年以降選定侯により矢継ぎ早に発布されていった種々の「ツunft条令」Zunftordnungである。個々のツ

ンフト（一七、一八世紀は二〇団体）を統治上の基礎単位として条令が發布され、また、上述の如く、一七〇三年に政府が、今後各市民は必ずその生業に最も近い一ツンフトに加入する手続きを取るよう命じたことからも理解されるように、統治は各ツンフトを単位としている。中世後期以来の「ツンフト強制」を核とする「ツンフト制度」を、政府は「上から」一層体制化することに努めたのであった。さらに、ツンフト条令は総督ないし都市参事会によっても改変される可能性があったため、一七〇〇年選定侯政府はすべてのツンフトに対し各ツンフト条令の写しの提出を要求し、ツンフトに対する直接的監督を実のあるものに努めていた。

（二） 政府の経済政策は、基本的に、当時のヨーロッパ全般に見られた「重商主義」的な政策であった。これは、上記の④——封鎖措置的な諸条令發布——に示されている。また、三十年戦争後のマインツでの鷹揚な経済復興措置のため極めて多数のイタリア商人が訪れるようになっていたが、一六七一年にマインツ市の雜貨商ツンフトと対立するに至ると、それに対し政府は「選定侯領邦令」（一六七一年八月三一日付）發布でもって、イタリア出身の雜貨商はイタリアからの輸入商品（レモン、橙、石榴の実、ケーパー、オリーフ）、香辛料を卸でのみ販売するよう命じ、マインツ市の雜貨商ツンフトの利益の保護に努めた。

（三） ツンフトに対する統制・監督は、三十年戦争後になると都市参事会をとおしてのものが強まった。この措置は、都市参事会の選定侯統治機関としての性格が強化されたことと対応している。どの時点でなされたかはいまだ不明であるが、まず、各ツンフト集会において司会を務める者が総督から、（総督による指名ではあるが）当該ツンフトの管理を委ねられた都市参事会員に移った——例えば一七〇八年発布の「金・銀細工師ツンフト条令」第七條⁽¹²⁷⁾——。この都市参事会員は当該ツンフトとの利害の一致を拒否され、自らの出身ツンフト以外のツンフトの監督を任されるのが通例であった⁽¹²⁸⁾。彼の責務は、警護役・租税・外敵襲来の際の予防措置に関わる選定侯の命令を伝達し、ツンフト内審議の司会を務めることであった。

さらに、都市参事会の介入の度の強化は以下の措置からも見て取れる。パン匠のように比較的大規模なツンフトにあっては、有力親方（パン匠の場合には一二名）は「旧卓会」„alter Tisch“を構成していたが、この会に欠員が生じた際には、当該ツンフトを割り当てられていた都市参事会員が——その他の一一名の有力親方の提案を勘案して——新会員を任命したのである（一六七四—一七四五年）。また、靴匠ツンフトにおいても、一六八四年四月一九日、不正防止とより良き秩序の樹立のために当該ツンフトが都市参事会に「旧卓会」の設置を申請すると、都市参事会は、当該ツンフトの各親方が三人ずつの候補者を推薦するよう命じ、その中から一二名の「旧卓会員」を都市参事会が選出することとした。¹²⁹

その上、都市参事会は類似した諸ツンフトの間の紛争を処理した。例えば、一六八〇年八月ないし九月における石工ツンフトと外部の石工との紛争、一六八四年における馬具匠と皮革匠との紛争、一六九一年における雜貨商と轆轤工との紛争、一七〇二年におけるビール醸造人と樽匠との紛争、一七〇四年の彫刻師と石工との紛争を挙げることができる。¹³⁰ そうした紛争の際、都市参事会はマインツ市のツンフト同士の間では両当事者の利益を図る仲裁を行ない、マインツ市のツンフトと市外の同業者との紛争にあってはマインツ市のツンフトの独占権を保護する判決を出した。

以上のように、選定侯政府は、中世後期以来の「ツンフト強制」を核とする旧来の「ツンフト制度」を「上から」一層体制化することに努めたのである。しかし、この体制化過程の中で選定侯とツンフト、とりわけ親方層との間で利害の一致を見なくなっている諸問題があった。そこで以下、その問題を考察しておきたい。

〔四〕 ①大司教選挙の三日前の一六四七年一月一六日にゲヴァルトボート、マインツ市の都市参事会、市民は司教座聖堂参事会に「グラヴァーミナ」（苦情書）を提出し、大司教領からプロテスタントを一掃してもらいたいとの要求を出した。この要求は宗教的な理由からではなく経済的な思惑から出されたものであるが、司教座聖

堂参事会は「選挙協約」の審議の際にこの要求を「選挙協約」の中に入れることを決定し、新大司教に認めさせるよう努力した。⁽¹³¹⁾しかしながら、大司教に選ばれたヨハン・フィリップは都市参事会などのこの要求を無視して、商業の復興のために、カルヴァン派であろうとも有能な商人であれば、そうした商人——ハンブルク出身の「Johann de Witt」、オランダ出身の「Jakob Sonnemann」、バハラツハ出身の「Samuel Meinerthagen」など——にマインツ市への移住を要請した。さらに「選挙協約」中のプロテスタントに対抗的なこれらの規定は、大司教と司教座聖堂参事会との協定で破棄されるに至った。⁽¹³²⁾このように、近世神聖ローマ帝国のカトリック教会における最上位の地位を占めるマインツ大司教ですら、経済復興のためには都市参事会や市民（ツンフト）の要求に反しても、有能であれば、プロテスタントを受入れたのである。

②対内的平等原理と対外的独占原理とからなる「ツンフト強制」は、具体的には、当市においても親方作品、親方職世襲、親方加入金、原料等の「平等配分」、労働日時、独占権、対職人問題という形をとって現れる。これらのほとんどすべてについて選定侯政府とツンフト（親方）との間に利害の一致を見ることができていたのであるが、唯一、親方職認可をめぐり一七、一八世紀を通して両者の間で意見の相違が見られた。すでに一六五二年に、ツンフトは高額な親方作品・親方加入金と長期の遍歴を要求して移住民のツンフト加入を遠ざけようとしている。このツンフトの「利己的」な措置に対し、選定侯は激しく抵抗し、その命を受けた総督は刑罰とツンフト条令の喪失という脅しをもって、商人や手工業者にそうした「違法行為」を禁じたのである。この種の対立は枚挙に暇がない。ここでは、遍歴期間の短縮と親方作品にかかる費用の低廉化を総督に命じた選定侯の一般的な命令（一六八四年三月一日）、小口と丸漏斗つきのハオーム（約一二〇〇リットル）樽を親方作品とした樽匠ツンフトへの総督命令（一六八五年三月二五日）、親方作品製作にかかる日時の上限を八日間、その費用を一二帝国タラーから六帝国タラーに減らした、靴匠ツンフトへの都市参事会令（一六八四年四月一九日）、仕立師ツンフト

及びパン匠ツンフトの親方作品に関わる同内容の決定（一六八四年四月一九日¹³³）、及び、市外の肉商職人が親方になるための資格としてマインツの肉商親方の娘ないし寡婦との婚姻による市民権獲得、マインツ肉商親方の下での六年間の修行を要求する肉商親方に対し、政府は、そうした婚姻をしていない職人でも市外で三年間、市内で二年間働けばツンフト成員権獲得資格を得ることができるとの決定を下したこと（一七〇七年¹³⁴）、を挙げるにとどめたい。

このように、選定侯政府とツンフトとの間で利害の一致を見ない場合には、選定侯政府の政策、つまりツンフト強制緩和策が貫徹されたのであった。したがって、両者の利害の一致を見る場合は言うまでもなく、一致を見ない場合も含め、全般的に政府の政策が前面に出ていたと考えられるのである。

2 「中間権力」的な性格

それでは、一四六二年以降ますます強まる、こうした選定侯政府による上からの政策に対し、ツンフトは「中間権力」としてどれほど抵抗できたのか。以下、それについて考察を加えることにしたい。

〔一〕 まず確認すべきは、選定侯アドルフ・フォン・ナッサウ発布の諸兄弟団条令（一四六八―六九年）や選定侯ロータル・フランツ発布の「金・銀細工師ツンフト条令」（一七〇八年）、「パン匠ツンフト条令」（一八世紀）が示しているように、年四回の定期集会（各々、木曜日から土曜日迄）及び臨時集会の際に、総督——ないしその代理としての都市参事会員——や彼に任命された上級親方による臨席・監督の下にありつつも、各兄弟団——ツンフトの一般親方は営業裁判などに関する協働権ないし同意権を行使することができたことである。当時の集会での訴訟手続が、Unfrage方式¹³⁵（つまり、裁判官が出席している兄弟団仲間に順次、判決の質問をしていく方式）であったため、兄弟団集会・ツンフト集会は、選定侯総督・上級親方と一般親方との「協働行為」に基づいて進

められる集會であつて、兄弟団—ツンフトの決定権が一定程度行使されうる「中間権力」的性格を持つものである。

さらに、選定侯ロータル・フランツ發布の「金・銀細工師ツンフト条令」によると、上級親方は、一五世紀中葉には総督により選ばれていたが、一八世紀初頭には、総督代理の都市参事会員の臨席の下ではあるが、親方全員により選ばれることになっている（第六・七条¹³⁶）。また、検査頭の選出もそうになっていた（同上）。したがって、特定のツンフトにあつては、上級親方という統括者の選出に関して都市参事会員との協働権を獲得する場合もあつたのである。

〔二〕 第二は、兄弟団—ツンフト独自の「規約制定権」の問題である。今日の都市史研究が明らかにしているように、同職組合の経済及び労働に関する日常生活上の諸問題を処理したのは、様々な「条令」や「政令」のみならず、「慣習法的な伝統」、さらには、その時々の実際的な解決——儀式化された暴力行為や示談——でもあつた。¹³⁷ 近世マインツ市においては、確かに、兄弟団条令・ツンフト条令は、上述のように選定侯が中世以来のツンフト慣習法を総督の監督権下に置く形で制定し、しかも「改正権」は選定侯に留保されることが、各条令に明示されていた。こうした「上からの立法」は近世の一大特質であり、またそれは旧来からの「慣習法的な伝統」を条令の形態で取り込む統治行為でもあつた。

しかしながら、①総督の了承と臨席という制約はありながらも、ツンフトは四季の齋日毎に「ツンフト命令」を制定することができていた（一六四九年發布の「金細工師、ブリキ師、錫器製造匠、ガラス細工師、絵師および馬具匠条令」第一三條¹³⁸）——ただし、一七〇八年發布の「金・銀細工師条令」にはツンフトの命令制定権は見られず、むしろ選定侯發布の条令が秩序維持の基準であることが強調されている（第六條¹³⁹）——。さらには、②ハッテンハウアーが論述しているように、同職組合の「慣習」の重要な部分は「口伝の法」であつて、領邦君主

の立法によりどの程度、外部世界に吸い上げられていったのかは、解明し難い問題である。例えば、同職組合毎の「挨拶」の形式、また、職人遍歴の際に他都市の親方に示さなければならぬ出身都市毎の「秘密の目印」(ロシュトックは蛇、リューベックは石の子鼠)がそうであつて、¹⁴⁰いずれも、同職組合の閉鎖的組織性・「対外的独占」を保証する慣習であつた。領邦君主の文書行政の手が届かない所で兄弟団―ツンフトも、自らの組織原理を維持し、新たな問題に対処して新たな「不文法」を作り、それに則つてみずから紛争を解決していたことであろう。

(三) 最後は、近世に特有の制度である「請願制」(Supplikation)に関わるものである。ここではツンフト加入の問題に限定して述べてみたい。この問題は、中世においては各ツンフトの決定事項の主要なものであつたが、領邦都市段階に至つては君主ポリツァイの事項¹⁴¹になり、一八世紀初頭には司法事項から分離されるようになった。この変化は絶対主義形成の重要な局面を示している。それ故、一方における職人ないし親方作品を作製することを承認された職人や、他方における兄弟団非加入者が、加入問題で紛争を起こした場合、親方が「ツンフト条令」の諸原則で処理し得ない時には、君主側が処理することになった。当該問題は、市民権賦与の問題と同じく、本来は総督府の管轄権下にあつたのであるが、兄弟団―ツンフト親方に不服のある者は、総督府の上位機関である宮廷評議会に、あるいは実例は少ないが直接選定侯に、領邦政府の保護を求めて請願を行うことができるようになったのである。この場合、宮廷評議会は総督府から報告書、必要書類を受け取り、審議の後、総督府に決定を送付し、総督府が兄弟団―ツンフトに文書により指示するという手続きが採られた。¹⁴²

この請願制は、ツンフト固有の問題であつたものを、「ポリツァイ事項」として平民支配のレヴェルに迄降りて領邦君主ないし領邦政府が直接処理し得たという点で、近世絶対主義の確立過程を示す制度である。それでは、政府の決定はどうであつたのか。確かに、請願者側の加入要求を認める決定もあつた(例、一七三八年から翌年にかけての Christian 及び Ferdinand Ortler 親子の請願)が、全体として見ると、政府は親方層に有利な形で、

すなわち「ツンフト制度」の維持の方向で、請願者とツンフトとの調停をはかったのであった。⁽¹⁴⁾ここに絶対主義とツンフトとの利害の一致を認めることができるのであって、独占体制・特権体制に基礎づけられたツンフトが絶対主義統治の基礎をなしていたのである。

だが、だからといって、ツンフト自体を完全な「中間権力」と規定するのは、これ迄の考察からして無理がある。上級親方選出権は全般的に選定候に帰属し、ツンフトは都市参事会の選出・被選出母体ではなくなっていたし、完全に自律した裁判権及び規約制定権は「口伝の法」に関係した場合に限られていたからである。成員についての君主による認定・任命を基準にすると、確かに、一般親方資格の認定を親方全員が行なうツンフトのほうに、君主任命権下にある都市参事会よりも自律的であったが、しかし、ツンフトを完全な「政治団体」^{II}「中間権力」と性格づけることには無理がある。むしろ、君主官僚と共同統治を行なう「中間権力」と規定する方が的確である。

総括

以上、「中間権力」の観点から領邦都市マインツの統治構造を考察し、近世ドイツ絶対主義の特質を論究してきた。領邦都市段階の当市の統治構造は、市民の誠実宣誓をまつて大司教支配権が成立し得るといふ、前近代的な二元主義の特質を有していた。しかし、一四六二年のフェーデ、さらには三十年戦争の戦禍により、固有の身分制国家段階はすでに過去のものであって、市民の臣民としての服従義務が前面に出ているのである。市民の一定程度の自律性を保証する都市参事会及び兄弟団・ツンフトも、一方においては確かに「中間権力」としての性格をなおも維持しているものの、他方では、その性格も、①都市参事会における参事会員の「終身制」と一定程度

のツンフト監督権、②兄弟団・ツンフトの集会における同意権と「口伝の法」に係属した場合の裁判権・規約制定権にしか見て取れないほどに、制約されていた。都市参事会にあつては、君主官庁化が明瞭に見て取れ、兄弟団・ツンフトにあつては、政治的権力と社会的権利（＝営業独占権）との分離の一定の進展が認められ得るのである。

以上のことから、近世（領邦）都市は、完全な「中間権力」の態をなしていた中世都市と「公法上の地方団体」である近代都市との間に位置する、独自の都市類型——①君主官僚、②君主官庁化された「中間権力」（＝都市参事会）、③君主官僚と団体代表との両側面を持つ統括者の下にあつて、君主官僚と共同統治を行なう「中間権力」（＝兄弟団・ツンフト）とにより統治された都市——と把握することができるのである。都市参事会が君主官庁化されたこと、「中間権力」としての性格は都市参事会よりも、兄弟団・ツンフトにおけるほうが強かったことを確認しておきたい。

さて最後に、近世領邦国家は依然として君主直轄領と等族領から二元主義的に構成されていたが、マインツ市はそのどちらに属していたのかに言及しておきたい。マインツ選定侯領は主に、①下大司教領、②上大司教領、③アイヒスフェルトを中心とした領土、④エルフルトを中心とした領土から複合的に成り立っていたが、マインツ市は、農民戦争以前にはラインガウ地方の貴族とともに下大司教領の——厳密にはその一部であるラインガウの——「一般領邦等族」を構成していた。しかし、農民戦争後には当市はラインガウの「領邦議会」に出席した形跡はない。⁽¹⁴⁾したがってマインツ市は、実質的に再び、中世中期以前と同様に、君主直轄領の構成要素になっていたのである。それゆえ、本稿は、領邦君主による絶対主義的統治体制の一つの「典型的な」あるいは「直線的な」⁽¹⁵⁾確立過程を明らかにしたものである。

註

- (78) H. Schrohe, Die Stadt Mainz unter kurfürstlicher Verwaltung (1462-1792) (Beiträge zur Geschichte der Stadt Mainz, Bd. 5, Mainz 1920) (wie Anm. 42), S. 95. 但し、俸給役人としてのも、例えば Pupillar 職に就いている都市参事委員の年俸は五〇グルテンでありこの額は直接税納入の最低財産評価額と等しく、当該都市参事委員の年収全体において占める割合はそれほど高くないと推察される。Vgl. C. Hegel, Verfassungsgeschichte von Mainz, Nachdruck der 1. Aufl., Leipzig 1882, Göttingen 1968 (wie Anm. 29), S. 99.
- (79) H. Schrohe (wie Anm. 42), S. 91-94. A. Ph. Brück, Mainz vom Verlust der Stadtfreiheit bis zum Ende des Dreißigjährigen Krieges (1462-1648), Geschichte der Stadt Mainz, Bd. V, Düsseldorf 1972 (wie Anm. 36), S. 12.
- (80) H. Schrohe (wie Anm. 42), S. 92-94.
- (81) H. Schrohe (wie Anm. 42), S. 92-94.
- (82) Vgl. H. Schrohe (wie Anm. 42), S. 75, 84, 87.
- (83) E. Darapsky, Mainz, die kurfürstliche Residenzstadt 1648-1792 (Geschichte der Stadt Mainz), Mainz 1995 (wie Anm. 42), S. 11.
- (84) Hans Faust, Das Mainzer Landrecht von 1755, Ein Beitrag zu seiner Entstehungsgeschichte, Darmstadt 1925, S. 368 f., 391 f.
- (85) H. Goldschmidt, Zentralbehörden und Beamtentum im Kurfürstentum Mainz vom 16. bis zum 18. Jahrhundert (wie Anm. 39), S. 143 f., 160 f. E. Darapsky (wie Anm. 42), S. 20 f.
- (86) H. Schrohe (wie Anm. 42), S. 93.
- (87) Mainzer Ingrossaturbücher, umfassend die Jahre 1462-1802 (Staatsarchiv, Würzburg), Bd. 92 Fol. 68b-75a (26. Februar 1660).
- (88) Mainzer Ingrossaturbücher, Bd. 92 Fol. 68b-70a. Vgl. H. Schrohe, Ermund Rokoch, Ein Mainzer Kaufmann und Beamter des XVII. Jahrhunderts, Mainz 1907, S. 28-30.
- (89) H. Schrohe (wie Anm. 94), S. 4 f., 15, 22, 27.

- (96) E. Darapsky (wie Anm. 42), S. 18 f.
- (97) H. Schrohe (wie Anm. 42), S. 153-155.
- (98) Mainzer Ingrossaturbücher, Bd. 92 Fol. 69a. Vgl. H. Schrohe (wie Anm. 94), S. 29.
- (99) Mainzer Ingrossaturbücher, Bd. 92 Fol. 70a-73a. Vgl. H. Schrohe (wie Anm. 94), S. 30-32.
- (100) H. Schrohe (wie Anm. 94), S. 29 f.
- (101) この問題については、近年 E・ダラプスキーが従来の諸研究を踏まえつつ、「都市参事会議簿録」を主要な史料として、「一六四〇—一七九二年のマインツ史を考察した著書における関係個所が参考となる。」E. Darapsky (wie Anm. 42), S. 26-29, 102-104, 135-137.
- (102) Mainzer Ingrossaturbücher, Bd. 92 Fol. 180 (26. Januar 1713).
- (103) MRP Abt. 1, Bd. 15 Fol. 123a-126a.
- (104) MRP Abt. 1, Bd. 16 Fol. 400.
- (105) E. Darapsky (wie Anm. 42), S. 28.
- (106) MRP Abt. 1, Bd. 17.
- (107) MRP Abt. 1, Bd. 18, Fol. 174a.
- (108) Friedrich P. Kahlenberg, Kurmainzische Verteidigungseinrichtungen und Baugeschichte der Festung Mainz im 17. und 18. Jahrhundert (Beiträge zur Geschichte der Stadt Mainz, Bd.19, Mainz 1963), S. 69 f.
- (109) E. Darapsky (wie Anm. 42), S. 29.
- (110) Mainzer Stadtarchiv, Abt. 21 Nr. 101 (22. Dez. 1703).
- (111) MRP Abt. 1, Bd. 25 Fol. 737. Vgl. E. Darapsky (wie Anm. 42), S. 135.
- (112) Mainzer Ingrossaturbücher, Bd. 100 Fol. 1a-4a (15. Juni 1730). Josef Cremer, Die Finanzen in der Stadt Mainz im 18. Jahrhundert (Ein Beitrag zur Finanzgeschichte der Stadt Mainz), Gießen 1932, S. 14 f. E. Darapsky (wie Anm. 42), S. 135 f.
- (113) MRP Abt. 1, Bd. 25 Fol. 267. H. Schrohe (wie Anm. 42), S. 52-54.

- (114) E. Darapsky (wie Anm. 42), S. 137.
- (115) Mainzer Ingressaturbücher, Bd. 102 Fol. 144 (26. Mai 1756). Vgl. H. Schrohe (wie Anm. 42), S. 54 f.
- (116) 拙稿「自由帝国都市マインツの統治構造におけるシンボト」(註「二八」)三九七―四〇二頁。
- (117) A. Ph. Brück (wie Anm. 36), S. 5-7.
- (118) Vgl. H. Schrohe, Aus der Geschichte der Mainzer Zünfte (in: Aus vergangenen Tagen des Katholischen Gesellenvereins und des Handwerks in Mainz, Festschrift zum 75. Stiftungsfest des Katholischen Gesellenvereins, Mainz 1926), S.20-30.
- (119) Mainzer Stadtarchiv, Abt. 21 Nr. 100, Altes Zunftbuch, Fol. 136a-139b. その他の兄弟団条令は、樽匠(一四六九年: Fol. 182a-185a)′ 細工師(一四六八年三月三十一日: Fol. 70a-72a)′ Werkleute (発布年不明: Fol. 35 a.?)′ 理髪師(一四六九年?: Fol. 109a-110b)′ 鞣皮匠(一四六八年一〇月二日: Fol. 81^a-85a)′ 靴匠(一四六八年三月二日: Fol. 57a-59a)′ 毛織物職匠など(一四六八年: Fol. 22a-24a。一四六九年二月九日: Fol. 25a-26a)′ 仕立師(一四六八年: Fol. 68a.?)′ 漁師(一四六九年: Fol. 168a-170a)′ 肉商(発布年不明: 28a.?)′ 野菜栽培業者(一四六八年二月一四日: Fol. 149a-150a)′ ブドウ栽培人(一四八一年四月一七日: Fol. 202a-206a)′ 果実秤量人など(一四六九年二月六日: Fol. 124a-128a)′ 運送人(一四六九年二月二八日: 198a-200b)′ 船頭(一四六八年: Fol. 45a-46a)に賦与した各条令である。
- (120) A. Ph. Brück, Aus dem Mainzer Zunftleben im 16. Jahrhundert (in: Mainzer Zeitschrift, Bd.67/68, 1972/73) (wie Anm. 49), S. 51-59.
- (121) E. Darapsky (wie Anm. 42), S. 14-18. 選定侯ヨハン・フィリップは、バイエルンやブランデンブルクの宮廷におけると同様に、壮大な計画、例えば「ドイツインデト会社」設立計画、アメリカにおけるドイツ植民地計画に関心を寄せていた。
- (122) Herbert Hassinger, Johann Joachim Becher 1635-1682: Ein Beitrag zur Geschichte des Merkantilismus, Wien 1951, S.22.
- (123) Agnes Maria Niebecker, Beiträge zum Leben und Wirken Damian Hartards von der Leyen, Erzbischof und Kurfürst von Mainz 1675-1678 (Diss. Mainz), 1955, S. 110 f.
- (124) H. Goldschmidt (wie Anm. 39), S. 79-81, 123 f.
- (125) H. Schrohe (wie Anm. 118), S. 42 f. 例えが「一六六一年の「製粉匠条令」(Mainzer Ingressaturbücher, Bd. 90 Fol. 95a-99a)′ 一六六一年の「白糝革匠条令」(Mainzer Ingressaturbücher, Bd. 91 Fol. 542a-544b)が発布された。

- (126) E. Darapsky (wie Anm. 42), S. 18.
- (127) Gold- und Silberschmied zu Mainz Zunftprojekt (1708) (in: Sigrid Böskes, Die Mainzer Goldschmiedezunft, Beiträge zur Geschichte der Stadt Mainz, Bd. 21, Mainz 1971), S. 122.
- (128) H. Schrohe (wie Anm. 118), S. 39.
- (129) H. Schrohe (wie Anm. 118), S. 39 f. ただし、一七四五年以降になると、再び総督によるシムント統制が強化され、「旧草金員」の補充は、総督がシムント親方全員により推薦された三名の親方の中から、このシムントを割り当てられた都市参事会員との協議により新金員を撰出するところとなった。
- (130) H. Schrohe (wie Anm. 118), S. 40 f.
- (131) Manfred Stimming, Die Wahlkapitulationen der Erzbischöfe und Kurfürsten von Mainz (1233-1788), Göttingen 1909, S. 66 f.
- (132) H. Schrohe (wie Anm. 42), S. 145-169.
- (133) Mainzer Vizedominats-Protokolle, Bd. 1682-86, S. 355-359, 223 f., 226. H. Schrohe (wie Anm. 118), S. 34 f.
- (134) E. Darapsky (wie Anm. 42), S. 104.
- (135) H. Schrohe (wie Anm. 118), S. 30 f.
- (136) Gold- und Silberschmied zu Mainz Zunftprojekt (1708) (wie Anm. 126), S. 122.
- (137) Kathalina Simon-Muscheid, Gewalt und Ehre im spätmittelalterlichen Handwerk am Beispiel Basel (in: Zeitschrift für Historische Forschung, Bd. 18, H. 1, 1991), S. 1-3, 27-29.
- (138) Mainzer Stadtarchiv, Abt. 21 Nr. 100 (wie Anm. 118), Fol. 137 a.
- (139) Gold- und Silberschmied zu Mainz Zunftprojekt (1708) (wie Anm. 126), S. 122.
- (140) H. Hattenhauer, Europäische Rechtsgeschichte, Heidelberg 1992 (wie Anm. 12), S. 427.
- (141) 註釋『邦邦シムント親方生業の轉換』(註三)『三十一ノ一ノ大町町』。
- (142) Karola Decker, Bürger, Kurfürst und Regierung. Das Beispiel der Mainzer Schreinerzunft im 18. Jahrhundert (Beiträge zur Geschichte der Stadt Mainz, Bd. 29, Mainz 1990), S. 103-108.

- (143) K. Decker (wie Anm. 142), S. 108 f., 154-156.
- (144) H. Goldschmidt (wie Anm. 39), S. 53 f., 59 f. Barthold Witte, *Herrschaft und Land im Rheingau, Meisenheim/Glan* 1959, S. 183, 185, 219-222.
- (145) 等族領でありつづけた領土における君主絶対主義化の過程は、直轄領マインツ市における過程よりも緩やかであり、紆余曲折していたと考えられるのである。